

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年5月25日

近畿地方整備局

琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、河川堤防・樋門等構造物を定期点検し構造物の細部の状況を把握した上で、河川管理上必要な情報の収集及び資料のとりまとめを行うことにより、河川構造物を常時良好な状態に保つことを目的とするものであり、①河川堤防等河川管理施設の変状状況を理解するに必要な基礎知識・観察眼を有し、その変状状況を分析・評価する能力を有していること。②河川堤防等河川管理施設の重大な変状をいち早く確認ができるような能力を有していること。③河川管理区域内の主な構造物、水防上の重要な箇所など河川及びその周辺の特性を過去の経過を含めて熟知していることを有していることが必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合は、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度琵琶湖河川事務所管内河川構造物定期点検業務

(2) 業務内容

①計画準備	1式
②構造物定期点検	1式
③基本情報とりまとめ	1式
④河川カルテ整備	1式

(3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務については、河川堤防・樋門等構造物を定期点検し構造物の細部の状況を把握した上で、河川管理上必要な情報の収集及び資料のとりまとめを行うことにより、河川構造物を常時良好な状態に保つことを目的とするものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は以下のとおりとする。

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定

に該当しない者であること。

- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

以下の項目をすべて兼ね備えている必要がある。

- ① 河川堤防等河川管理施設の変状状況を理解するに必要な基礎知識・観察眼を有し、その変状状況を分析・評価する能力を有していること。
- ② 河川堤防等河川管理施設の重大な変状をいち早く確認ができるような能力を有していること。
- ③ 河川管理区域内の主な構造物、水防上の重要な箇所など河川及びその周辺の特性を過去の経過を含めて熟知していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

- ① 本業務対象区間内の河川占用者などと資本・人的関係がないこと。

4) 業務執行体制に関する要件

- ① 滋賀県内に営業拠点（本店・支店、営業所）があること。

5) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして有していること。

同種業務：国の機関（近畿地方整備局管内）（（独）水資源機構関西支社含む）

が発注した河川構造物点検業務

類似業務：近畿地方整備局管内の府県又は政令市が発注した河川構造物点検業務

（2）配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

1) 資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有するもの。

イ) 技術士（建設部門）を有するもの。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実績を有するもの。

ウ) RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）を有するもの。

エ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後、5年以上の同種又は、類似業務の経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

オ) 国土交通省（（独）水資源機構を含む）又は地方公共団体において指導・管理の職にあつた者で河川調査、河川計画、河川管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

2) 同種又は類似業務の実績

平成14年度以降に、業務が完了し引き渡しが済んでいる業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を有していること。

同種業務：国の機関（近畿地方整備局管内）（（独）水資源機構関西支社含む）が

発注した河川構造物点検業務

類似業務：近畿地方整備局管内の府県又は政令市が発注した河川構造物点検業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒520-2279

滋賀県大津市黒津4丁目5番1号

国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 経理課契約係

TEL：077-546-0844（代）

FAX：077-546-0906

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年5月25日(金)から平成19年6月15日(金)までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時30分まで

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年6月15日(金)16時00分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）または、電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年6月29日(金)16:00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係は除く）に平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上